

○埴町結婚御祝金給付要綱

(平成 22 年 4 月 1 日告示第 34 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 25 号 令和 4 年 4 月 1 日告示第 46 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、埴町に居住する者の結婚促進を図ると同時に、これらの者に希望と意欲を与え、住民生活の安定と町の活性化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 結婚御祝金（以下「御祝金」という。）を給付する。

(御祝金の額)

第 3 条 御祝金は次の表に掲げる額の範囲内とする。

給付時期	婚姻時
金額(1組につき)	100,000 円

(給付要件)

第 4 条 御祝金は、埴町に住所を有する者が次の各号に該当する場合において給付する。

(1) 埴町に定住する意思を有する者で、過去にこの御祝金を受けたことのない者。

(御祝金の給付申請)

第 5 条 御祝金の給付を受けようとする者は、結婚御祝金給付申請書（様式第 1 号）を次に定めるところにより町長に申請するものとする。

(1) 婚姻届が受理された日から起算して 1 年以内。

(祝金の返還)

第 6 条 町長は、偽りその他不正の行為により、御祝金の給付を受けた者があるときは、認定を取り消すとともに、給付額の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項による御祝金の返還額は、町長が別に定める。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日告示第 25 号)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の埴町結婚御祝金給付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出した者について適用し、平成 28 年 3 月 31 日以前に婚姻届を提出した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日告示第 46 号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の埴町結婚御祝金給付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に婚姻届を提出した者について適用し、令和4年3月31日以前に婚姻届を提出した者については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]